

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 30 日（金）第2936号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

- 鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（※）  
（生活衛生課取扱い） 1
- 鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則（※）  
（生活衛生課取扱い） 1
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（会計課取扱い） 10

### 告 示

- 保安林の指定の解除（2件）  
（森づくり推進課取扱い） 11
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定  
（介護福祉課取扱い） 11
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定  
（介護福祉課取扱い） 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の辞退  
（障害福祉課取扱い） 12
- 県営土地改良事業の計画の決定  
（農地整備課取扱い） 12
- 証紙販売人の指定の解除  
（会計課取扱い） 12

### 公 告

- 平成25年度砂利採取業務主任者試験公告  
（商工政策課取扱い） 12
- 平成26年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等  
に関する公告  
（監理課取扱い） 13
- 落札者等の公告  
（管財課取扱い） 14

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表  
（選挙管理委員会取扱い） 14

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告  
（生活安全企画課取扱い） 18

## 規 則

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第53号

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則  
鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成25年鹿児島県条例第54号）の  
施行期日は、平成25年10月1日とする。

.....

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第54号

## 鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成25年鹿児島県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 鹿児島県動物愛護センター（以下「センター」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることがある。

(利用時間)

第3条 センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することがある。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第3条第1項前段の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、使用許可申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用許可をしたときは、当該使用許可の申請をした者に対し、使用許可書（別記第2号様式）を交付する。

(使用許可の変更申請等)

第5条 条例第3条第1項後段の規定により、使用許可の内容の変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、使用許可変更許可申請書（別記第3号様式）に当該変更に係る使用許可書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、変更許可をしたときは、当該変更許可の申請をした者に対し、使用許可変更許可書（別記第4号様式）を交付する。

(行為許可の申請等)

第6条 条例第8条第1項前段の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、行為許可申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、行為許可をしたときは、当該行為許可の申請をした者に対し、行為許可書（別記第6号様式）を交付する。

(行為許可の変更申請等)

第7条 条例第8条第1項後段の規定により、行為許可の内容の変更の許可（以下「行為許可変更許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、行為許可変更許可申請書（別記第7号様式）に当該変更に係る行為許可書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、行為許可変更許可をしたときは、当該行為許可変更許可の申請をした者に対し、行為許可変更許可書（別記第8号様式）を交付する。

(施設等を損傷した場合等の措置)

第8条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(職員の立入り等)

第9条 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者が現に使用している施設に職員を立ち入らせ、必要な指示をさせることがある。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

## 使用許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

鹿児島県動物愛護センターの施設等の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的及び内容	
使用施設等	1 研修室      2 フリースペース      3 多目的広場
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人数	人

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 該当する番号を○で囲むこと。

第 2 号様式 (第 4 条関係)

使用許可書

第 号  
年 月 日

殿 (様)

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県動物愛護センターの施設等の使用については、次のとおり許可します。

使用目的及び内容	
使用施設等	1 研修室      2 フリースペース      3 多目的広場
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人数	人
許可条件	

注 1 この使用許可書は、施設等を使用する際、職員に提示すること。

2 使用許可の内容の変更がある場合は、使用許可変更許可申請書を提出すること。

第 3 号様式 (第 5 条関係)

使用許可変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所  
 氏名 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 )  
 電話番号 ( )

鹿児島県動物愛護センターの施設等の使用許可の内容の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 前	使用目的及び内容	
	使用施設等	1 研修室      2 フリースペース      3 多目的広場
	使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	使用人数	人
変更しようとする事項及び内容		
変更しようとする理由		

- 注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。  
 2 該当する番号を○で囲むこと。  
 3 使用許可書を添付すること。

第 4 号様式 (第 5 条関係)

使用許可変更許可書

第 年 月 日 号

殿 (様)

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県動物愛護センターの施設等の使用許可の内容の変更については、次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 後	使用目的及び内容	
	使用施設等	1 研修室      2 フリースペース      3 多目的広場
	使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	使用人数	人
許可条件		

注 この使用許可変更許可書は、施設等を使用する際、職員に提示すること。

第 5 号様式 (第 6 条関係)

## 行為許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号 ( )

鹿児島県動物愛護センターにおいて、次の行為を行いたいので、次のとおり申請します。

行為の場所又は施設名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
原 状 回 復 の 方 法	
そ の 他 必 要 事 項	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

第 6 号様式 (第 6 条関係)

行為許可書

第 号  
年 月 日

殿 (様)

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり許可します。

行為の場所又は施設名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
原 状 回 復 の 方 法	
許 可 条 件	
そ の 他 留 意 事 項	

注 行為許可の内容の変更がある場合は、行為許可変更許可申請書を提出すること。

第 7 号様式 (第 7 条関係)

行為許可変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所  
 氏名 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 )  
 電話番号 ( )

鹿児島県動物愛護センターにおいて、行為許可を受けた内容を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 前	行為の場所又は施設名	
	行為の目的	
	行為の内容	
	行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	原状回復の方法	
変更しようとする事項及び内容		
変更しようとする理由		
その他必要事項		

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 行為許可書を添付すること。

第 8 号様式 (第 7 条関係)

行為許可変更許可書

第 号  
年 月 日

殿 (様)

鹿児島県知事 印

年 月 日付けで申請のあった行為許可の内容の変更については、次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 後	行為の場所又は施設名	
	行為の目的	
	行為の内容	
	行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	原状回復の方法	
許可条件		
その他留意事項		

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第55号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
鹿児島県証紙条例施行規則 (昭和39年鹿児島県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「 県立高等学校体育施設開放使用料 」 を

「 県立学校体育施設開放使用料 」 に改める。

附 則  
この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第925号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鹿児島市草牟田一丁目4232番 8, 4233番 5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鹿児島県告示第926号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鹿屋市古江町6605番 2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

## 鹿児島県告示第927号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域密着型特別養護老人ホームピースフル立神（介護予防）短期入所生活介護事業所	枕崎市火之神町733番地	社会福祉法人厚生福祉会	枕崎市火之神町725番地	小原 該一	平成25年8月8日	短期入所生活介護

## 鹿児島県告示第928号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

地域密着型特別 養護老人ホーム ピースフル立神 （介護予防）短 期入所生活介護 事業所	枕崎市火之神町 733番地	社会福祉法人厚 生福祉会	枕崎市火之神町 725番地	小原 該一	平成25年 8 月 8 日	介護予防 短期入所 生活介護
--	------------------	-----------------	------------------	-------	------------------	----------------------

**鹿児島県告示第929号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
小倉記念病院	鹿屋市寿八丁目21番2号	平成25年 6 月 30 日	育成医療・更 生医療

**鹿児島県告示第930号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）池頭地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 9 月 2 日から同年10月 1 日まで
- 3 縦覧場所  
薩摩川内市役所耕地課

**鹿児島県告示第931号**

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
公益財団法人鹿児島 県国際交流協会 理事長 諏訪秀治	鹿児島市山下町14番50 号	曾於市大隅町岩川5677	平成25年 8 月 30 日

**公 告**

平成25年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の期日  
平成25年11月 8 日 (金) 午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号)
- 3 試験科目  
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験資格  
制限はない。
- 5 試験手数料  
8,000円
- 6 受験手続  
(1) 提出書類等  
ア 受験願書  
イ 写真 (出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)  
ウ 試験手数料 (8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。)  
(2) 提出書類等の提出先  
鹿児島県商工労働水産部商工政策課 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577)  
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間  
平成25年 9 月 24 日 (火) から同年10月 25 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、郵送の場合は、平成25年10月 25 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付  
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課 (奄美市名瀬永田町17番 3 号 郵便番号 894-8501) において交付する。  
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表  
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他  
試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課 (電話099-286-2111 内線 2934) 又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課 (電話0997-57-7215) に対して行うこと。

.....

平成26年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱 (平成21年鹿児島県告示第 485号) 第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 県内に主たる営業所を有する者

場 所	日	時
	年 月 日	時 間

鹿児島県庁（行政庁舎）会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成25年10月10日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	9：00～11：30 13：00～16：30
-------------------------------	---------------------------------------	---------------------------

2 県外に主たる営業所を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県庁（行政庁舎）会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成25年11月22日から同年12月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	9：00～11：30 13：00～16：30

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
除染エアータントシステム 9式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 8 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社オーケー社鹿児島  
鹿児島市西千石町4番1号
- 5 落札金額  
36,540,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年 6 月 21 日

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

鹿児島県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，同法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，同法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，同法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 設立の届出があった政治団体
  - (1) 政党の支部
    - ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
自由民主党吹上支部	山之内 梅節	中島 昭	日置市吹上町中原2562-3	平成25年 4月22日

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
---------	--------	----------	------------	--------------

民主党鹿児島県参議院選挙区第1総支部	皆吉 稲生	海江田 文恵	鹿児島市上之園町24-10	平成25年6月12日
--------------------	-------	--------	---------------	------------

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田龍治後援会	内田 保幸	富吉 順一	霧島市国分山下町11-24	平成25年4月11日
とめもり浩一郎後援会	留盛 浩一郎	留盛 直子	日置市東市来町養母9851-3	平成25年4月18日
松崎幹夫後援会	梶 赦知雄	木場 卓二	いちき串木野市羽島3692	平成25年4月23日
鹿児島県歯科衛生士連盟	野元 美佐子	山之内 智子	鹿屋市寿二丁目18-17	平成25年4月24日
正和会	脇 正則	森山 和紀	奄美市住用町城89	平成25年4月30日
鹿児島県産業廃棄物政治連盟	三谷 純夫	永田 雄一	鹿児島市錦江町11-40	平成25年5月1日
平原志保後援会	武藤 重憲	竹田 実千代	霧島市霧島田口15	平成25年5月7日
五位塚つよし後援会	熊谷 道博	五位塚 真知子	曾於市末吉町深川10709-4	平成25年5月8日
浜田藤幸後援会	浜田 正継	浜田 藤幸	指宿市開聞川尻5727	平成25年5月21日
大園藤幸後援会	大園 藤幸	大園 大樹	垂水市市木956-17	平成25年6月11日
たぶちかわとしひろ後援会	田淵川 寿広	田淵川 元美	熊毛郡中種子町野間4303-16	平成25年6月13日
中村みつお後援会	中村 満雄	中村 満雄	霧島市霧島田口2703-99	平成25年7月1日
尖信一後援会	尖 信一	竹脇 佳彦	志布志市志布志町志布志258-5	平成25年7月5日
川下ともみ中種子町後援会	竹野 孝一郎	浜田 春信	熊毛郡中種子町野間16114-1	平成25年7月26日
徳田康光後援会	伊勢 勝義	西元 浩二	大島郡龍郷町戸口784-1	平成25年7月29日
野村広志後援会	野村 泰二	野村 えり子	志布志市松山町新橋265-7	平成25年7月30日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党鹿児島県測量設計支部	主たる事務所の所在地	鹿児島市東郡元町17-15	鹿児島市真砂町48-1	平成25年4月11日
	会計責任者	川野 千尋	上村 健二	
自由民主党野田支部	会計責任者	橋上 豊	餅井 宏務	平成25年4月22日
自由民主党西之表支部	主たる事務所の所在地	西之表市西之表6861-4	西之表市西之表7457-2	平成25年4月25日

自由民主党鹿児島県 ときわ会支部	代表者	笠井 治	田中 利幸	平成25年 5月22日
	会計責任者	長井 敏郎	濱田 政文	
自由民主党鹿児島県 自動車整備支部	代表者	森田 恒正	中村 勝行	平成25年 5月31日
自由民主党鹿児島市 支部	代表者	吉野 正二郎	藤崎 剛	平成25年 6月7日
	会計責任者	幾村 清徳	川越 桂路	
自由民主党鹿児島県 支部連合会	会計責任者	下村 祐毅	外菌 勝蔵	平成25年 6月7日
自由民主党松元支部	政治団体の名称	自由民主党松元支部	自由民主党鹿児島 県松元支部	平成25年 6月19日
自由民主党鹿児島県 バス支部	代表者	岩崎 芳太郎	今村 雄吉	平成25年 6月28日
	会計責任者	川原 徹郎	西村 将男	
自由民主党鹿児島県 明日の保育を考える 会支部	主たる事務所の所在地	鹿児島市祇園之洲 町1-2 鹿児島市 保育園協会	鹿児島市西伊敷二 丁目1-2	平成25年 7月25日
	会計責任者	有村 實芳	羽生 素朗	

## イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
民主党鹿児島県第4 区総支部	主たる事務所の所在地	始良市蒲生町上久 徳2630	始良市東餅田2595 - 2	平成25年 5月13日
民主党鹿児島県第4 区総支部	代表者	打越 明司	皆吉 稲生	平成25年 6月13日
民主党鹿児島県第1 区総支部	代表者	川内 博史	川内 博	平成25年 6月27日

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
大森忍後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市武岡四丁 目30-3	鹿児島市武岡四丁 目36-14	平成25年 4月11日
花木ちづる後援会	代表者	常深 勇	平嶋 房子	平成25年 4月11日
せと山つよし後援会 ”つよポン”	主たる事務所の所在地	鹿児島市光山二丁 目14-5	鹿児島市下福元町 7638-2	平成25年 4月18日
鹿児島県歯科医師連 盟	代表者	竹之下 伸一	曾山 幸一	平成25年 4月30日
	会計責任者	長田 博	重久 清孝	
石井みどり鹿児島県 後援会	代表者	竹之下 伸一	曾山 幸一	平成25年 4月30日
	会計責任者	長田 博	重久 清孝	
西村まさみ鹿児島県 後援会	代表者	竹之下 伸一	曾山 幸一	平成25年 4月30日
	会計責任者	長田 博	重久 清孝	
松元一広中央後援会	代表者	竹之下 伸一	曾山 幸一	平成25年 4月30日
	会計責任者	長田 博	重久 清孝	
日本薬業政治連盟鹿 児島県支部	主たる事務所の所在地	鹿児島市西別府町 2941-17	鹿児島市宇宿二丁 目4-7	平成25年 5月1日
	代表者	丁野 仁之	瀧川 秀則	
	会計責任者	津曲 俊博	森山 正彦	
森田俊彦後援会	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根 占川北331	肝属郡南大隅町根 占川北1282-1	平成25年 5月2日
郷土をよくする会下	政治団体の名称	郷土をよくする会	郷土をよくする会	平成25年

深迫孝二後援会	称	下深迫孝二後援会		5月7日
厚地寛後援会	代表者	末野 賢了	倉田 一利	平成25年 5月20日
永野和行後援会	主たる事務所の所在地	肝属郡肝付町前田 918	肝属郡肝付町後田 2417-1	平成25年 5月27日
鹿児島県司法書士政治連盟	代表者	新山 隆志	木藤 行雄	平成25年 5月28日
	会計責任者	加藤 久佳	田畑 正明	
伊地知実利後援会事務所	主たる事務所の所在地	大島郡和泊町大字 手々知名151-14	大島郡和泊町大字 喜美留141	平成25年 5月30日
鹿児島県自動車整備政治連盟	会計責任者	上田橋 泰	中村 勝行	平成25年 5月31日
鹿児島県農民政治連盟	会計責任者	松下 欣隆	稲葉 幹男	平成25年 6月5日
始良地区医師連盟	政治団体の名称	始良地区医師連盟	始良郡医師連盟	平成25年 6月10日
鹿児島県社会保険労務士政治連盟	代表者	山崎 智健	飯伏 純也	平成25年 6月28日
	会計責任者	東福 敬三	井之上 正	
阿世知学後援会	代表者	阿世知 学	牧瀬 治助	平成25年 7月2日
鹿児島県印刷産業政治連盟	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町 12-27	鹿児島市西千石町 12-31	平成25年 7月2日
伊地知実利後援会事務所	主たる事務所の所在地	大島郡和泊町大字 喜美留141	大島郡和泊町手々 知名151-14	平成25年 7月2日
仮屋国治後援会	代表者	仮屋 国治	六興 渡	平成25年 7月23日
永野和行後援会	主たる事務所の所在地	肝属郡肝付町後田 2417-1	肝属郡肝付町前田 918	平成25年 7月25日
伊集院幼後援会	代表者	玉利 龍吉	今井 喜秀幸	平成25年 7月29日
多田義一後援会	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬塩浜町 4-7-2 F	奄美市名瀬真名津 町13-58-405	平成25年 7月29日
	代表者	多田 義則	元 国義	
	会計責任者	美野 美代子	多田 賀代美	

## イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
徳田毅後援会	代表者	西村 正一郎	岩崎 修三	平成25年 5月30日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石原伏巳後援会	石原 伏巳	平成25年3月31日
政治結社心道誠会	徳山 誠	平成25年4月23日
寺園かずみ後援会	松田 利三次	平成25年4月30日
山下つきみ後援会	山下 つきみ	平成25年5月20日
浜田藤幸後援会	濱田 正継	平成25年5月21日
上釜いほ後援会	上釜 明久	平成25年5月27日
上釜明久後援会	上釜 明久	平成25年5月27日
佐藤あきのり後援会	佐藤 彰矩	平成25年6月1日

大園藤幸後援会	大園 藤幸	平成25年 6 月 11 日
橋口昌博後援会	上窪 正人	平成25年 6 月 30 日
徳田かずあき後援会	福万 正司	平成25年 7 月 17 日
日本善進会・原村且元後援会	原村 且元	平成25年 7 月 17 日
なかよしの党大津和子後援会	大津 和子	平成25年 7 月 18 日

## イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あみや信介後援会	網屋 信介	平成25年 4 月 30 日

## 4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
田渕川 寿広	中種子町長	たぶちかわとしひろ後援会	熊毛郡中種子町野間4303-16	田渕川 寿広	平成25年 6 月 13 日
尖 信一	志布志市長	尖信一後援会	志布志市志布志町志布志 258-5	尖 信一	平成25年 7 月 5 日

## 公安委員会公告

## 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年 8 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

## 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

## 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

## (1) 実施日時

## ア 空港保安警備業務 1 級

平成25年12月 4 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

## イ 空港保安警備業務 2 級

平成25年12月 3 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、いずれの検定も、受付は、当日の午前 8 時30分から午前 9 時までとする。

## (2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地 1）

## (3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

## 3 検定の受検資格

## (1) 空港保安警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

## (2) 空港保安警備業務 2 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

## 4 検定方法及び内容

## (1) 空港保安警備業務 1 級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 空港保安警備業務 2 級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

## ア 期間

平成25年10月22日（火）から同年11月1日（金）まで（県の休日を除く。）

## イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 提出書類

## ア 空港保安警備業務 1 級

(ア) 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

- (ウ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通
- イ 空港保安警備業務 2 級
- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料  
空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに，16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）  
なお，検定申請書を受理した後は，検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は，実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。  
なお，実技試験においても，合格点に達しないことが明らかになった場合は，その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し，以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては，筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は，検定当日，検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 問合せ先  
本検定についての問合せは，鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3018）に行うこと。